

## チルドぎょうざ類品質表示基準

制 定 平成12年12月19日農林水産省告示第1679号  
 改 正 平成16年10月7日農林水産省告示第1821号  
 改 正 平成17年4月18日農林水産省告示第787号  
 改 正 平成19年11月6日農林水産省告示第1371号  
 改 正 平成23年8月31日消費者庁告示第8号  
 最終改正 平成23年9月30日消費者庁告示第10号

(趣旨)

第1条 チルドぎょうざ類の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
チルドぎょうざ類	あんを皮で包んだ後、蒸煮し、ばい焼し、又は食用油脂で揚げたもの(これに食用油脂、調味料又は香辛料を添付したものを含む。)を包装したものであって、チルド温度帯において冷蔵してあるものをいう。
チルドぎょうざ	チルドぎょうざ類のうち、半円形状又は円形状に成形してあるものをいう。
チルドしゅうまい	チルドぎょうざ類のうち、円筒形状又はきん着形状に成形してあるものをいう。
チルド春巻	チルドぎょうざ類のうち、棒状に成形してあるものをいう。
チルドばおず	チルドぎょうざ類のうち、半球形状に成形してあるものをいう。
あん	野菜等(野菜、果実、種実、きのこ類及び海藻類をいう。以下同じ。)をみじん切りし、若しくはみじん切りしないもの又はこれに食肉若しくは食用に供される獣鳥の臓器及び可食部分を細切し、若しくはひき肉したもの、魚肉等(魚肉、魚肉加工品及び魚卵をいう。以下同じ。)を細切し、若しくはすりつぶしたもの若しくは肉様の組織を有する植物性たん白(以下「肉様植たん」という。)を加えたものに、調味料、香辛料、つなぎ等を加え又は加えないで調製したものをいう。
食肉	食用に供される獣鳥の肉をいう。
臓器及び可食部分	肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液及び脂肪層をいう。
魚肉	食用に供される魚、えび、かに、貝類その他の水産動物の肉をいう。
つなぎ	小麦粉、でん粉、粉末状植物性たん白等で、あんに加えるものをいう。
皮	小麦粉に食塩、食用油脂、卵、野菜等を加え、又は加えないで練り合わせ、薄く伸ばしたもの(膨張剤等を用いて膨張させたものを除く。)をいう。

(義務表示事項)

第3条 製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)がチルドぎょうざ類の容器又は包装に表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、調理方法及び皮の率(原材料に占める皮の重量の割合をいう。以下同じ。)とする。ただし、皮の率については、皮の率が、チルドぎょうざ又はチルドばおずにあっては45%以下、チルドしゅうまいにあっては25%以下、チルド春巻にあっては50%以下である場合は、この限りでない。

(表示の方法)

第4条 名称、原材料名、皮の率、内容量及び調理方法の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 「チルドぎょうざ」、「チルドしゅうまい」、「チルド春巻」又は「チルドばおず」(以下

- 「「チルドぎょうざ」等」と総称する。)と記載すること。
- イ あんに占める魚肉の重量の割合が食肉より多いものにあつては、「チルドぎょうざ」等の文字の次に、括弧を付して、「魚肉」と記載すること。
- ウ あんに占める食肉の重量の割合及び魚肉の重量の割合がいずれもチルドぎょうざにあつては20%未満、チルドしゅうまいにあつては25%未満、チルド春巻又はチルドばおずにあつては10%未満である場合は、イの規定にかかわらず、「チルドぎょうざ」等の文字の次に、括弧を付して、「野菜」と記載すること。
- (2) 原材料名
- 加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次のアからエまでに規定するところにより記載すること。
- ア 食品添加物以外の原材料(加熱調理用油脂及び添付油等の原材料を除く。)は、次に定めるところにより記載すること。
- (7) あんの原材料を、次に定めるところにより記載すること。
- a 「豚肉」、「たら」、「たまねぎ」、「えび」、「豚胃」、「豚脂」、「粒状植物性たん白」、「魚肉加工品」、「小麦粉」、「でん粉」、「ゼラチン」、「食塩」、「砂糖」、「しょうが」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、香辛料にあつては「香辛料」と、砂糖類にあつては「砂糖類」又は「糖類」と記載することができる。
- b 使用した食肉、魚肉、野菜又はつなぎが2種類以上である場合は、aの規定にかかわらず、「食肉」、「魚肉」、「野菜」又は「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、「牛肉、豚肉」、「たら、はも」、「たまねぎ、グリーンピース」、「小麦粉、でん粉」等と、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。
- c 使用した肉様植たんが2種類以上である場合は、aの規定にかかわらず、「粒状・繊維状植物性たん白」又は「繊維状・粒状植物性たん白」と、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。
- (4) 皮の原材料を、「皮」の文字の次に、括弧を付して、「小麦粉、米粉、食塩、植物油脂」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、香辛料にあつては、「香辛料」と記載することができる。
- イ 加熱調理用油脂の原材料は、「揚げ油」又は「いため油」の文字の次に、括弧を付して、「大豆油、なたね油、ラード」等とその最も一般的な名称をもって、配合された重量の割合の多いものから順に記載すること。
- ウ 添付油等の原材料は、「添付油」、「添付調味料」、「たれ」又は「添付香辛料」(以下「添付油」等)と総称する。)の文字の次に、括弧を付して、「綿実油」、「ラード」、「んにく」、「しょうゆ」、「からし」、「ラー油」等とその最も一般的な名称をもって、配合された重量の割合の多いものから順に記載すること。
- エ 食品添加物は、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号)第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。ただし、添付油等に使用したものにあつては、「添付油」等の文字の次に、括弧を付して、添付油等に占める重量の割合の多いものから順に、同府令第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。
- (3) 皮の率
- 実比率を下回らない5の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、単位を明記して記載すること。
- (4) 内容量
- 加工食品品質表示基準第4条第1項第3号の規定にかかわらず、食用油脂、調味料又は香辛料を添付したものにあっては製品及びこれらのものの合計の重量並びに製品の重量を、これらを添付しないものにあっては製品の重量を、グラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載するとともに、内容重量の表示の文字の次に、括弧を付して、「〇個入り」と記載すること。
- (5) 調理方法
- 「加熱調理すること」等と記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項（次条において「義務表示事項」という。）の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるものとする。この場合において、同項第1号中「別記様式により」とあるのは、「名称、原材料名、皮の率、内容量、賞味期限、保存方法、調理方法、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。ただし、調理方法を一括して表示することが困難な場合には、調理方法の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

（その他の表示事項及びその表示の方法）

第5条 製造業者等は、義務表示事項のほか、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、商品名の高さの2分の1以上の高さであって、かつ、日本工業規格Z8305（1962）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、次に定める事項を次に定めるところにより表示しなければならない。

- (1) 「チルド」と記載すること。
- (2) あんに占める魚肉の重量の割合が食肉より多い場合は、「魚肉」と記載すること。ただし、商品名の一部として、使用した主たる魚肉の名称を記載している場合は、この限りでない。
- (3) あんに占める食肉の重量の割合及び魚肉の重量の割合がいずれもチルドぎょうざにあっては20%未満、チルドしゅうまいにあっては25%未満、チルド春巻又はチルドぱおずにあっては10%未満である場合は、前号の規定にかかわらず、「野菜」と記載すること。ただし、商品名の一部として、使用した主たる野菜の名称を記載している場合は、この限りでない。

（表示禁止事項）

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(1)に掲げる事項については、前条に規定する事項を表示する場合、あんに占める重量の割合が別表に定める割合以上である原材料の名称を冠した商品名を用いる場合又は商品名を併せて、特定の原材料を含む旨及び当該原材料の重量の割合を表示する場合は、この限りでない。

- (1) 原材料のうち特定のものを特に強調する用語
- (2) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

附 則（平成12年12月19日農林水産省告示第1679号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月7日農林水産省告示第1821号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月18日農林水産省告示第787号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月6日農林水産省告示第1371号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年8月31日消費者庁告示第8号）

この告示は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日消費者庁告示第10号）

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	原 材 料 名	あんに占める重量の割合
チルドぎょうざ	食 肉	30%
	牛 肉	15%
	豚 肉	15%
	鶏 肉	10%
	え び	15%
	か に	10%
	そ の 他	10%
チルドしゅうまい	食 肉	40%

	牛豚鶏 えかそ の 食	肉肉肉 びに他	15% 15% 15% 10% 10% 10%
チルド春巻	牛豚鶏 えかそ の 食	肉肉肉 びに他	30% 10% 10% 10% 10% 8% 10%
チルドぱおず	牛豚鶏 えかそ の 食	肉肉肉 びに他	30% 15% 15% 15% 10% 8% 10%